

第14回光が丘第八保育園民間委託化対策協議会
平成17年6月25日(土) 光が丘地区区民館

合意事項

H17/6/25

1. 光が丘第八保育園運営業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という)が適切な事業者を選定できなかった場合、区は以下の措置をとる。
 - (1) 適切な事業者を選定できなかった理由、経緯等を選定委員会として明らかにし、区はそれを公表する。
 - (2) 光が丘第八保育園民間委託化対策協議会(以下「対策協議会」という)において、上記(1)について報告するとともに対応策を提案し、スケジュールを含め協議する。
 - (3) 受託事業者が決定し委託が開始されるまでの間は、区直営による運営を行なう。

2. 事業者決定から委託開始までの間、受託事業者がプロポーザル募集要領の要件や引継計画書を実施できなかった場合、区は以下の措置をとる。
 - (1) 区は上記の判断をするため、あらかじめ対策協議会において協議、合意した「チェックシート」を作成し、受託事業者の履行状況を確認の上、報告する。
 - (2) 上記(1)による報告の結果、事業者が適切に履行していないと対策協議会において判断された場合には、区は契約上の処理を行なう。
 - (3) 上記(2)において、契約を解除する場合には、対策協議会で原因究明を行った上で、スケジュールを含む対応策を協議する。
 - (4) 上記において、新たな受託事業者が決定し委託が開始されるまでの間は、区直営による運営を行なう。

3. 受託事業者が辞退した場合、区は以下の措置をとる。
 - (1) 対策協議会で原因究明を行った上で、スケジュールを含む対応策を協議する。
 - (2) 新たな受託事業者が決定し委託が開始されるまでの間は、区直営による運営を行なう。

4. 上記1, 2, 3において再公募が実施される場合には、プロポーザル募集要領については原則として変更しない。変更の提案が区または保護者からなされた場合には、対策協議会において協議し、変更する。

5 . 区は光が丘第八保育園の民間委託にあたり、保育園利用者の保護を制度上確保するため、「運営委員会」を設置するとともに、別途「第三者機関」を設置する。

「第三者機関」は、現在区において設置されている「練馬区保健福祉サービス苦情調整委員」制度等との関係性を整理した上で、委託開始までに区が提案し、対策協議会において協議の上設置する。